

令和 8 年度若年技能者人材育成支援等事業 推進計画
(奈良県地域技能振興コーナー)

実施要領	実施計画の内容
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー	ア 奈良県地域技能振興コーナーを設置して、奈良県内における若年技能者人材育成支援等事業運営を行う。 イ 奈良県地域技能振興コーナーにおいて、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート、連携会議の開催を主たる業務として行う。 ウ 奈良県地域技能振興コーナーは、中央技能振興センターに対して、奈良県における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	ア 奈良県地域技能振興コーナー長を配置する。 イ 奈良県地域技能振興コーナー一般職員、事務補佐員を配置する。
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	ものづくりマイスターの開拓については、新設された職種を中心として各企業・業界団体に事業説明等を早々に開始し、積極的に新規開拓を行う。 地域のニーズを踏まえて、ものづくりマイスターの不足している職種（当県においては電工、シーケンス制御、溶接など）については、技能検定受検企業リストから、該当職種の合格者を輩出している企業を抽出するなどし、月に 5 回程度の訪問を実施してものづくりマイスター制度の周知を行うとともに、ものづくりマイスターから企業へ働きかけてもらうことで、ものづくりマイスターへの登録およびものづくりマイスターとしての活動に理解と協力を求める。 ■認定予定者数：6 名 また、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、意思がないときは登録解除の手続を行う。 活動する意志がある場合は最新の指導技法等に係る講習を行う。もしくは、最新版のテキストや事例集等を情報提供する。

	最新のデータベースの更新としては、登録内容の変更等を確認する文書を通知し、その結果に基づきものづくりデータベースへの反映を行うことで、正確なデータベースを作成する。
(2) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。(センターが定める免除基準に該当する場合を除く。)
(3) 申請書類等の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行い、取りまとめてセンターに提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	ア ものづくりマイスターに対して、指導技法を学んだ講師による指導技法等講習(講義形式)を年3回程度実施する。 過去の認定者の中の未受講者に対しても、開催毎に参加の呼びかけを行う。 イ センターより提供された指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、必要な資料等を用いて講習を実施し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにする。 実技指導を実施する際は、受講生の安全に十分配慮して指導するように伝え、主に次のカリキュラムに沿って指導技法講習を実施する。 ①個人情報の保護 ②セクハラ・パワハラ防止 ③結果報告等の作成法 ④指導技能について また、地域若者サポートステーションでのものづくり魅力発信事業の実施や、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、必要に応じて研修・講習等を行う。 ウ 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。 エ センター主催の「事例発表・意見交換会」へ、該当職種のものづくりマイスターへの参加勧奨を行う。 なお、2名程度の参加を予定する。

3 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	ア 相談や打合せ等において、技能習熟度や目標とするポイントから、適合するのであれば検定課題や競技課題を用いることで技能向上を図ると共に技能検定の受検促進・競技大会への参加促進を図る。 イ 連携会議委員所管の訓練施設・設備等の紹介やものづくりマイスターの技能・指導力と照らし合わせながら調整を行う。 ウ 派遣要請のあった中小企業、業界団体および工業高校等コーディネーターが訪問し、充実した指導派遣となるよう努め、効果的な派遣・コーディネートを行う。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施	ア 下記のとおり(3)ア、イ、ウを含め、合計2,346人日の派遣目標を定める。 ① 中小企業：170人日 (うち熟練技能者：20人日) 職種：機械加工、機械検査、鉄工、プラスチック成形、家具製作、パン製造、シーケンス制御等 ② 業界団体：50人日 職種：工場板金、塗装、畳製作等 ③ 工業高校等学校：1,110人日(8校) (うち熟練技能者：300人日) 職種：機械加工、工場板金、建築大工、寝具製作、建具製作、畳製作、表装、シーケンス制御、パン製造、菓子製造、造園、日本料理、フラワー装飾、レストランサービス、農業機械整備、ロボットソフト組込み、ウェブデザイン等
(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア 地域若者サポートステーションの支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信：16人日(実施回数：2回) イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信：400人日(5校×5職種×16人) ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信：600人日 (うち熟練技能者：100人)

4 地域における技能振興事業の実施																
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施	(ア) 奈良県の予選大会を実施する。 (イ) 技能五輪全国大会の予選の実施については、全て奈良県職業能力開発協会と共催で実施。企画内容を奈良県職業能力開発協会と十分協議したうえで実施する。 (ウ) 過去の開催状況実績を踏まえ、それを上回る実施を計画し、実施に向け調整を行う。 a <table border="0"> <tr><td>① 造</td><td>園</td><td>参加者数 18 名</td></tr> <tr><td>② 日 本 料 理</td><td></td><td>参加者数 2 名</td></tr> <tr><td>③ 美</td><td>容</td><td>参加者数 18 名</td></tr> <tr><td>④ 和</td><td>裁</td><td>参加者数 3 名</td></tr> <tr><td>⑤ 洋菓子製造</td><td></td><td>参加者数 2 名</td></tr> </table> b 奈良県予選大会において、予選会参加者から参加手数料 2,000 円を徴収する。 (エ) センターからの求めに応じ、情報提供を行う。	① 造	園	参加者数 18 名	② 日 本 料 理		参加者数 2 名	③ 美	容	参加者数 18 名	④ 和	裁	参加者数 3 名	⑤ 洋菓子製造		参加者数 2 名
① 造	園	参加者数 18 名														
② 日 本 料 理		参加者数 2 名														
③ 美	容	参加者数 18 名														
④ 和	裁	参加者数 3 名														
⑤ 洋菓子製造		参加者数 2 名														
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び持参工具等運搬費の支援を行う。 ・技能五輪全国大会参加支援 開催地：愛知県常滑市（12月4日～7日） 支援対象：選手8名、指導者7名の参加旅費および持参工具等運搬費 ・若年者ものづくり競技大会参加支援 開催地：富山県（8月1日～8月2日） 支援対象：選手4名、指導者2名の参加旅費および持参工具等運搬費															

(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	令和8年度の卓越した技能者の表彰の奈良県被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。 卓越した技能者のプロフィール、仕事に対する思い、若者に伝えたいこと等を、センターが示す編集方針に沿って取材を行い、紹介コンテンツの作成支援を行う。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	令和8年度の新規認定は行わない。 両事業のいずれかを認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝える。

5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置	奈良県地域技能振興コーナーは、地方公共団体、県労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し、運営する。 委員には経済関係団体・訓練関係団体・教育関係団体・労働行政等、この事業に関係ある団体の方々を招聘する。 ○委員構成 ・一般社団法人奈良経済産業協会 ・日本労働組合総連合会奈良県連合会 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部 - 奈良職業能力開発促進センター ・奈良県産業部人材・雇用政策課 ・奈良県教育委員会事務局高校教育課 ・奈良県工業教育研究会 ・奈良労働局職業安定部訓練課 ・奈良県専修学校各種学校連合会 ・奈良県技能士会連合会
(2) 連携会議の開催回数	連携会議を年2回開催する。 ・第1回：当年度の推進計画の決定（6月中旬） ・第2回：当年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等の報告（12月中旬）
(3) 都道府県労働局との連携	労働局実施の「職業意識形成支援事業」へは、技能士やものづくりマイスター等の派遣に毎年協力しており、連携を図っている。 より円滑かつ充足した内容となるよう担当者と調整を図り、ものづくりマイスター等の活動の場を確保するため、年2回、労働局担当者を訪問し、労働局が業務上携わりのある中小企業・教育機関等にチラシ等の配付を含めて「ものづくりマイスター制度」の紹介をしてもらえるよう調整することで、新規派遣開拓に繋げる。 その他、「ものづくりマイスター制度」との連携により、ものづくり分野等の技能に興味を持つ取り組みを企画・調整し、将来の進路選択やキャリア形成について主体的に考える契機とするとともに、地元企業への理解促進と、将来的に地域における就職促進を図る。